

PFI・コンセッション方式におけるよくある質問一覧（FAQ）

Q1 PPP・PFIとは何ですか P2

Q2 コンセッションとはどのような手法ですか P3

Q3 指定管理者制度とコンセッションの違いは何ですか？ P4

Q4 独立採算型でないとコンセッションの導入は難しいですか？ P5

Q5 既存施設において指定管理者制度等の運営手法からPFI・コンセッション方式を導入した事例はありますか P6

Q6 コンセッションを導入するメリット・留意点を教えてください P7

Q7 MICE施設におけるコンセッション方式の導入によるメリットを教えてください P8

Q8 新規整備を対象としたMICE施設で採用されているPFI手法はどのような事業手法ですか？ P9

Q9 先行事例等からコンセッションの導入効果を教えてください P10

Q10 コンセッションの導入手続きや検討ポイントを教えてください P11

Q11 新規整備と既存施設ではコンセッション方式の導入プロセスはどのように異なりますか？ P15

Q12 PPP/PFIの導入が適すると考えられるMICE施設はどのような施設ですか P17

Q13 PPP/PFI手法の導入に関心はありますが、何をすればよいかわからないので教えてください P18

Q14 観光庁の支援は1度受けてしまったら2度目の支援は受けられないのでしょうか？ P18

Q15 観光庁の支援を受けた場合、進捗状況等を観光庁に報告しなければならないのでしょうか？ P19

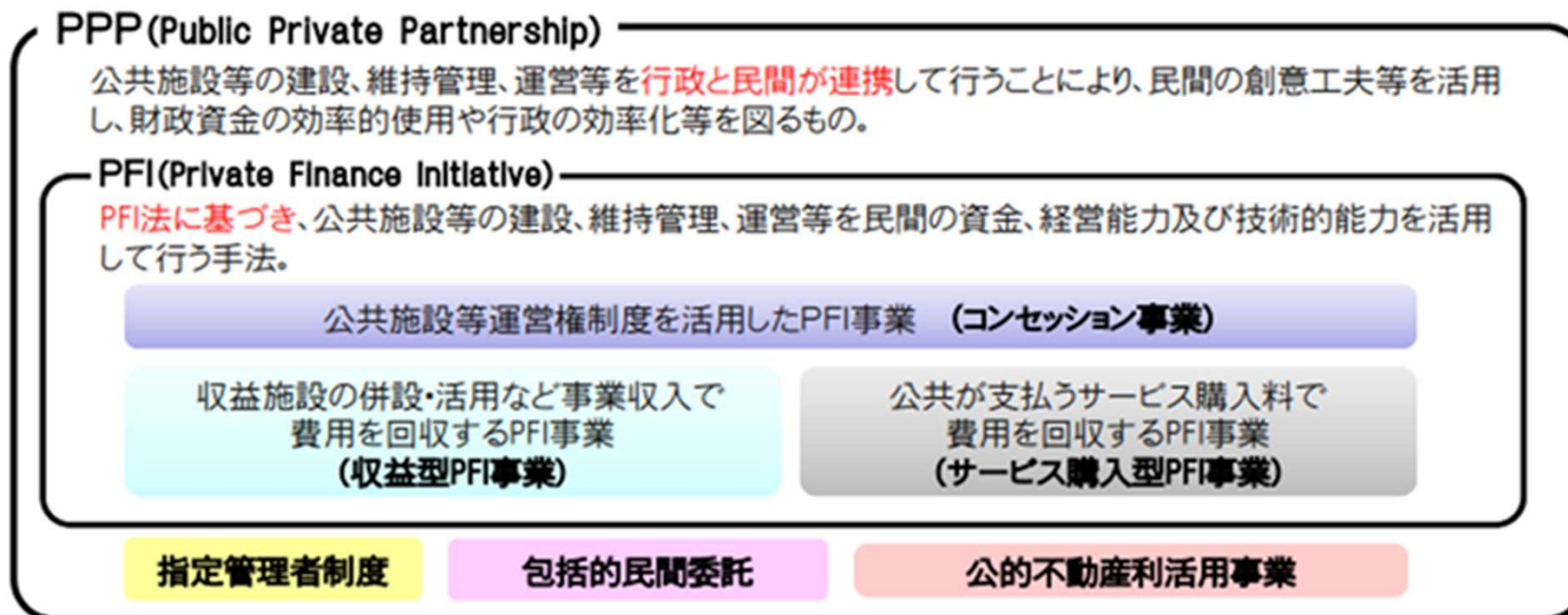
Q16 観光庁の支援を受けた場合、PPP/PFI手法を必ず導入しなければならないのでしょうか？ P19

Q1 PPP・PFIとは何ですか？

A

- ✓ PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を地方公共団体と民間事業者が連携して行うことにより、民間事業者の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や地方公共団体の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など、様々な方式があります。
- ✓ 地域の様々な状況・課題に対応するため、各地域の実情にあわせた様々な官民連携事業が全国で検討・実施されています。
- ✓ PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JRやNTTのような民営化とは違います。正式名称を、Private - Finance - Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれています。
- ✓ 内閣府「PFI事業導入の手引き」Q&A（Q1～5）にもQ1 PPP・PFIの基礎編として解説されているので、合わせて参照してください。
(https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/insatsu/pdf/kiso.pdf)

PPP/PFIの概念図

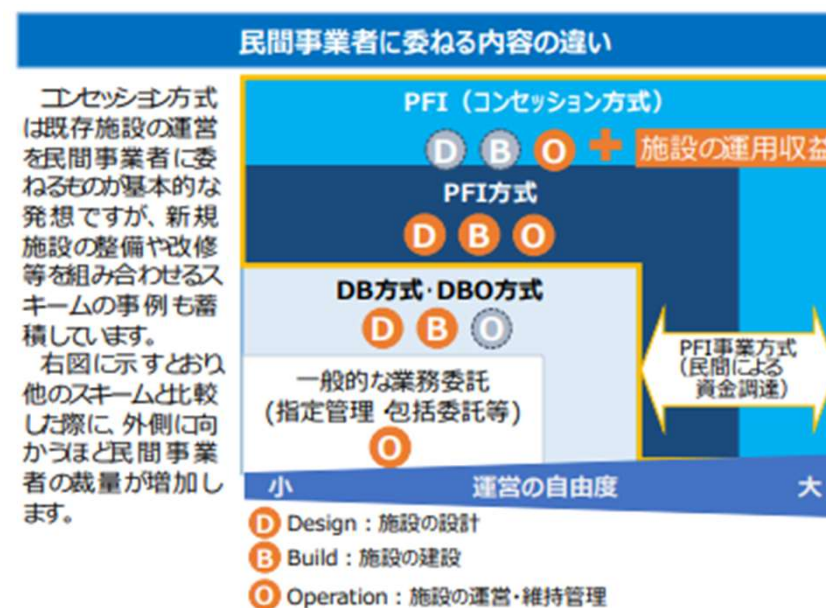
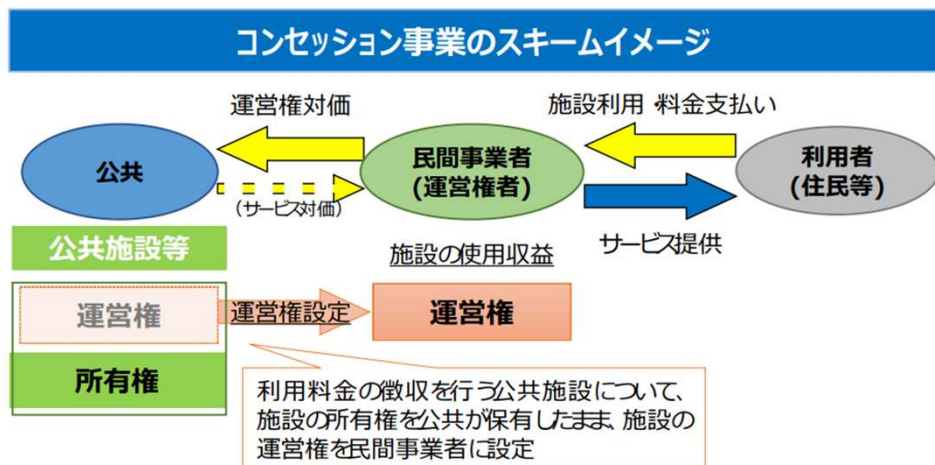


Q2 コンセッションとはどのような手法ですか？

A

- ✓ PFI手法の一形態としてコンセッション（公共施設等運営権）があり、利用料金の徴収を行う公共施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式で、より自由な公共施設運営を認めようとするものです。
- ✓ 民間事業者が運営主体となることで、社会的なニーズ、施設運営の需要や供給にあわせて柔軟に運営方法を変更でき、民間事業者のノウハウを発揮しやすい事業方式であることが特徴です。
- ✓ また、施設全体を使った収益確保機会を検討する契機となり、施設の余剰スペースが有効活用される場合もあります。なお、指定管理者制度や借地、借家契約により、目的が一定程度達成されることもあり、検討にはメリットや留意点の整理が重要です。
- ✓ コンセッション方式は既存施設の運営を民間事業者に委ねるものが基本的な発想ですが、新規施設の整備や改修等を組み合わせるスキームの事例も蓄積しています。
- ✓ 内閣府「公共施設等運営事業（コンセッション事業）」「PFI事業の概要」にも解説されているので、合わせて参照してください。
「公共施設等運営事業（コンセッション事業）」（https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/concession_index.html）
「PFI事業の概要」（https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/pdf/pfijigyau_gaiyou.pdf）

コンセッション事業の概要



Q3 指定管理者制度とコンセッションの違いは何ですか？

A

✓ コンセッション（公共施設等運営権）と指定管理者制度の特徴は、以下のとおりです。

コンセッション（公共施設等運営権）の特徴

- 利用料金の徴収を行う公共施設等で実施可能
- 民間事業者は、公共施設等の運営等にあたって、利用料金の収受が可能
- 運営権に対して抵当権の設定が可能
- 運営期間は長期（概ね20年以上）が一般的
- 公共は、公共施設等運営権の設定の対価として、運営権対価の支払いを受けることが可能（対価は無償でも設定可能）

指定管理者制度の特徴

- 「公の施設」に限定
- 民間事業者が利用料金を収受可能であるが額の変更は首長の承認が必要
- 抵当権の設定対象となる物権なし
- 指定期間に係る法的な制限はないが、条例等で指定期間が短期間（3-5年程度）に留まることが一般的

✓ 詳細は下記を参照してください。

コンセッションと指定管理者制度との比較

比較項目	指定管理者制度	コンセッション（公共施設等運営権）
根拠法（特性）	地方自治法（行政事務の代替）	PFI法（公共施設等の整備・運営）
条例制定	必要	必要
官民の関係性	基本協定・実施協定による協定関係	実施契約による契約関係
期間	5年程度の場合が多い※1	20年以上が一般的
対象	公の施設（利用料金の徴収有無は問わない）	利用料金の徴収を行う公共施設等（公の施設以外も可）
建物の改築・更新	業務範囲に含まれないことが一般的	業務の一環として実施可能
利用料金 （変更に係る取扱い）	収受可能（額の変更には首長の承認が必要）	収受可能（届出により柔軟に額の変更が可能）
公の施設の使用許可	条例に基づき使用許可を与えることが可能	使用許可を与えることは不可
行政財産の利活用	設置目的の範囲外で収益性・サービス向上等に取り組む場合、目的外使用許可を受けること等で利活用が可能	左記の場合、目的外使用許可以外に、PFI法に基づく私権の設定により利活用が可能
抵当権	抵当権の設定対象となる物権なし	運営権に対して設定可能
公共側の事由による 取消に対する補償	地方自治法上の規定なし	取消に伴って発生する損失の補償が必要※2

※1 総務省が公表している『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和4年3月29日公表）』では、指定期間「5年」が72.7%、「5年超」が7.6%とのデータが示されています。ただし、指定期間について法令上の定めはなく、事業の目的や特性等を踏まえ適切に定めるべきものであり、PFI事業者を指定管理者に指定する場合は、PFI事業期間を指定期間とすることも可能です。

※2 PFI法第30条第1項に規定されています。

Q4 独立採算型でないコンセッションの導入は難しいですか？

A

- ✓ コンセッションは、必ずしも独立採算事業のみを対象とした手法ではなく、地方公共団体等がサービス対価を支払う混合型事業においても活用することが可能です。なお、運営権対価は無償でも設定可能です。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

コンセッション方式における支払いスキーム

民間事業者が収受・負担
一部または全部を公共が負担

小

大

事業に対する公共のリスク

	独立採算型		混合型	
	完全独立採算型	最低収入保証型	修繕・改修費のみ支払	運営・維持管理費一部公共負担
官民分担	<div style="background-color: #92d050; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">施設修繕・改修負担</div> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">運営・維持管理費負担</div> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; text-align: center;">利用料金収受</div>	<div style="background-color: #92d050; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">施設修繕・改修負担</div> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">運営・維持管理費負担</div> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; text-align: center;">利用料金収受</div>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">施設修繕・改修負担</div> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">運営・維持管理費負担</div> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; text-align: center;">利用料金収受</div>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">施設修繕・改修負担</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">運営・維持管理費負担</div> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; text-align: center;">利用料金収受</div>
スキーム概要	原則としてすべての費用を民間事業者が負担する	原則として全ての費用を民間事業者が負担するが、当初計画よりも大幅に収入が減少した場合には、一部公共が費用を補填する	老朽化等に伴う修繕や改修に係る費用については、実施内容を公共と民間事業者が協議のうえ、公共が費用を負担する	運営にあたって、収入で賄いきれない部分について、一部公共からのサービス料の支払を受ける
国内事例	国管理空港コンセッション、横浜市みなとみらいMICEコンセッション 等	愛知県道路公社有料道路コンセッション、愛知県MICEコンセッション 等	浜松市下水道コンセッション、静岡県空港コンセッション 等	国立女性会館コンセッション、和歌山県南紀白浜空港コンセッション 等

Q5 既存施設において指定管理者制度等の維持管理・運営手法からPFI・コンセッション方式を導入した事例はありますか？

A

- ✓ 既存MICE施設の維持管理・運営手法では、指定管理者制度が多く採用されています。
- ✓ 令和7年度末までに、既存MICE施設の維持管理・運営を直営や指定管理者制度からPFI・コンセッション方式へ転換した事例はありません。
- ✓ 一方で、MICE施設以外では、指定管理者制度からPFI・コンセッション方式への転換する事例が増加傾向にあります。
- ✓ 参考として、「蒲郡市竹島水族館コンセッション」の指定管理者制度からコンセッション方式を導入した事例を紹介します。

蒲郡市竹島水族館コンセッション

事業名	蒲郡市竹島水族館コンセッション	
事業主体	愛知県蒲郡市（人口：79,538人、R2国勢調査）	
運営権者	代表企業：竹島開発株式会社 ※地元企業 協力企業：一般社団法人竹島社中（従前からの指定管理者） 協力企業：鈴中工業株式会社	
事業手法	コンセッション方式（独立採算）	
運営権対価	10,000円（0円以上とし、民間事業者による更新投資を期待）	
事業期間	約14年間（実施契約締結日～令和20年3月31日）	
施設概要・規模	延床面積1,954㎡	
事業内容	運営、維持管理	
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 指定管理者による管理運営を行っていた水族館について、2017年に耐震改修リニューアルをした後の想定以上の人気や市民団体からの提言書を受け、コンセッションを導入した事例。公募の結果、従前の指定管理者が協力企業となるグループが選定されています。 ➢ 要求水準として、収益の一部を地域貢献へ活用することを位置づけているほか、地域に愛され続ける施設となるよう、小中学校、医療機関、福祉施設等への寄付、地域貢献へとつながる連携事業の積極的な実施が明記されています。 ➢ 募集書類等の作成に当たり外部アドバイザーは活用しておらず、募集要項の公表から実施契約締結まで7か月（令和5年9月～令和6年3月）と短期的な事業者選定を実現しています。 	

Q6 コンセッションを導入するメリット・留意点を教えてください

A

- ✓ MICE施設において、コンセッション方式を導入するメリットや留意点を地方公共団体、民間事業者のそれぞれの視点からの回答は以下のとおりです。
 - 地方公共団体の視点からは、長期・安定的に民間事業者のノウハウを活用することができることや、民間事業者の投資によるまちづくりへの寄与等へのメリットがあります。一方、新たな事業方式に対する意思決定や、PFI法に基づく手続きへの対応が課題となることがあります。
 - 民間事業者の視点からは、長期的かつ自由度の高い事業実施への参入のチャンスと捉えられる一方、マーケットリスクを負う等の事業リスクが課題となることがあります。
 - 詳細は下記を参照してください。

コンセッション（公共施設等運営権）を導入するメリット/留意点

項目		A.指定管理者制度	B.コンセッション + 指定管理者制度併用	C.コンセッション
施設（財産）の位置づけ		行政財産	行政財産	普通財産
運営（事業）期間		短期（3-5年程度）が多い	長期（20年等）が多い	長期（20年等）が多い
地方公共団体の視点	メリット	プロモーション・誘致の強化	△	○
		多様な収益事業の追求・展開	△	○
		長期・安定的な運営	△	○
		まちづくりへの寄与	△	○
		市の事務の効率化	△	○
		短期の場合	当初事務負担有	当初事務負担有
	留意点	本体事業に対するリスク	○ 変化なし	△ (事業条件次第)
庁内、議会等の理解の獲得の難しさ		○ 現状のまま	○~△ 比較的ハードルは低い	△ Bと比較してハードルが高い
事業者選定手続きの煩雑さ		○ 現状のまま	△ PFI法に則った手続きが必要	△ PFI法に則った手続きが必要
民間事業者の視点	メリット	事業実施の裁量の拡大	△	◎
		追加投資・グレードアップ投資等	△	○
		多様な収益事業の追求・展開	○	○
	留意点	選定後の手続きの煩雑さ	○	△
		本体事業に対するリスク	○	△ (リスク分担次第)

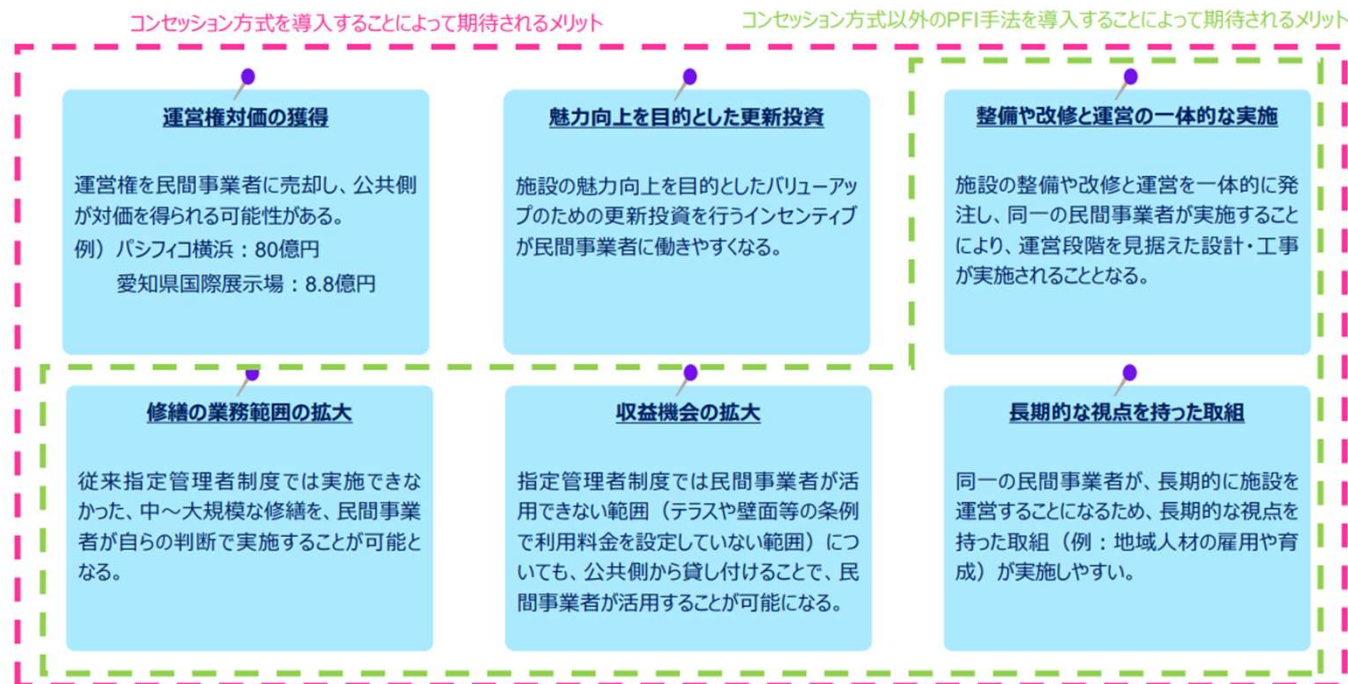
Q7 MICE施設におけるコンセッション方式の導入によるメリットを教えてください

A

- ✓ MICE施設にコンセッション方式を導入することによって期待されるメリットは、以下のとおりです。
 - 運営権対価の獲得：運営権を民間事業者に売却し、地方公共団体が対価を得られる可能性があります。
 - 魅力向上を目的とした更新投資：施設の魅力向上を目的としたバリューアップのための更新投資を行うインセンティブが民間事業者に働きやすくなります。
- ✓ MICE施設にコンセッション方式以外のPFI手法を導入することによって期待されるメリット
 - 整備や改修と運営の一体的な実施：施設の整備や改修と運営を一体的に発注し、同一の民間事業者が実施することにより、運営段階を見据えた設計・工事が実施されることとなります。
 - 長期的な視点を持った取組：同一の民間事業者が、長期的に施設を運営することになるため、長期的な視点を持った取組が実施しやすい。
 - 収益機会の拡大：指定管理者制度では民間事業者が活用できない範囲についても、公共側から貸し付けることで、民間事業者が活用することが可能になります。
 - 修繕の業務範囲の拡大：従来指定管理者制度では実施できなかった「中～大規模な修繕」を、民間事業者が自らの判断で実施することが可能となります。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

PFI手法の導入によって期待される一般的なメリット

MICE施設にPFI手法を導入することによって期待されるメリットは、以下のとおりである。
PFI手法の中でも、コンセッション方式を導入することで、より多くのメリットを得ることが期待できる。



Q8 新規整備を対象としたMICE施設で採用されているPFI手法はどのような事業手法ですか？

A

- ✓ 新規整備を対象としたMICE施設におけるPFI手法導入事例は、9事例であり、BTOやコンセッション、BTコンセッションなどの事業手法が採用されています。
- ✓ 事例一覧は、下記を参照してください。なお、各事例の詳細に関しては、「MICE施設のPFI推進プラットフォーム」や「内閣府PFI事業基礎データベース」参照してください。

MICE施設における先行事例一覧（令和7年3月31日時点）

#	事業名	事業主体	事業手法	実施方針公表年度	備考
1	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業	横浜市	BTO	平成26	新設 施設
2	県営プール跡地活用プロジェクトホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業（コンベンション施設等整備運営事業）	奈良県	BTO	平成27	新設 施設
3	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業	横浜市	<u>コンセッション</u>	平成28	新設 施設（#1で整備した施設の管理運営を対象）
4	福岡市第2期展示場等整備事業	福岡市	BTO	平成28	新設 施設
5	（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業	長崎市	BTO	平成28	新設 施設
6	愛知県国際展示場コンセッション	愛知県	<u>コンセッション</u>	平成29	新設 施設（施設整備は別事業）
7	名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業	名古屋市	BTO	平成29	新設 施設
8	（仮称）新展示場整備事業	札幌市	BTO	令和5	新設 施設
9	沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業	沖縄県	<u>BTコンセッション</u>	令和5	新設 施設 事業者選定に至らず

Q9 先行事例等からコンセッションの導入効果を教えてください

A

- ✓ コンセッション先行導入事例である①パシフィコ横浜ノース②愛知県国際展示場においては、以下に示すメリットが実現されています。
【地方公共団体のメリット】
 - 適切なリスク分担の設定により、需要変動リスクの全部または一部について運営権者への移転が実現。
 - 地方公共団体側の事務（例：修繕業務の発注事務）の負担軽減が実現。
 - 長期契約によって、地方公共団体-施設運営者間や施設運営者-MICE主催者間の信頼関係の構築やノウハウの蓄積が実現。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

先行事例において実現されたメリット及び成果

課題

- コンセッション先行導入事例である①みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業（パシフィコ横浜ノース）②愛知県国際展示場コンセッション（Aichi Sky Expo）における運営権者及び自治体に対してヒアリングを実施した結果、コンセッション方式によって、以下に示すメリットが実現されています。
- ①パシフィコ横浜ノースにおいて、事業開始後の営業収益は、事業開始前のシミュレーション水準を上回っているという成果が出ていることがわかりました。
- ②愛知県国際展示場において、さらなるMICE誘致への施策として、運営権対価を原資としたMICE主催者への補助金が年間5~7件程度活用されているという成果が出ていることがわかりました。

地方公共団体のメリット

1. 適切なリスク分担の設定により、**需要変動リスクの全部または一部について運営権者への移転が実現**
2. 地方公共団体側の**事務（例：修繕業務の発注事務）の負担軽減が実現**
3. 長期契約によって、地方公共団体-施設運営者間や施設運営者-MICE主催者間の**信頼関係の構築やノウハウの蓄積が実現**

施設運営におけるメリット

- A) デジタル関係（Wi-Fi等）やSDGs関係等の**設備投資による施設の魅力向上が実現**
- B) 国際会議等の誘致に必要である、**長期的な目線を持った誘致活動が実現**
- C) **運営権対価を原資としたMICE誘致（例：MICE主催者への補助金）が実現**

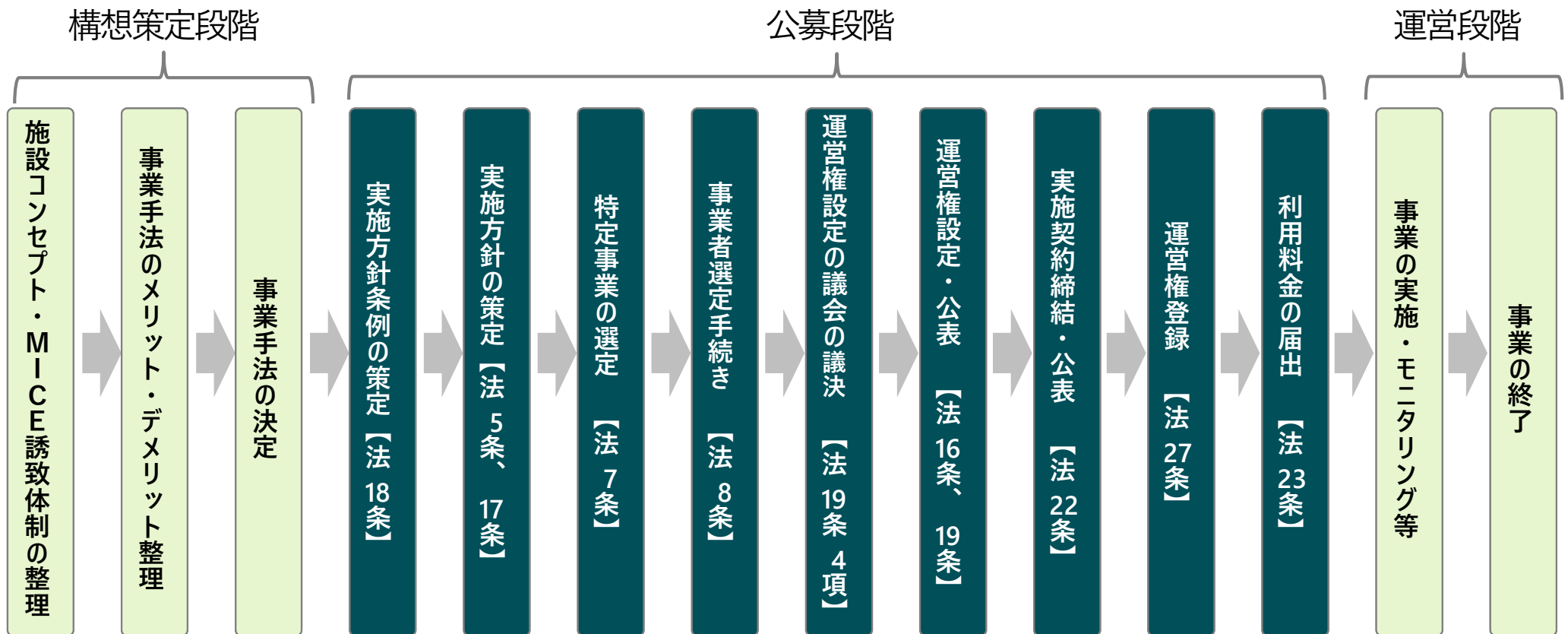
Q10 コンセッションの導入手続きや検討ポイントを教えてください (1/4)

A

- ✓ コンセッションの導入手続きにあたっては、「構想策定段階」「公募段階」「運営段階」の3段階に整理されます。
- ✓ 構想策定段階は、①施設コンセプトの整理、②官民連携体制、③運営を考慮した設計、④普通財産化の検討、⑤契約手続き事業スキームの5つが検討ポイントとなります。
- ✓ 公募段階は、⑥要求水準の柔軟性、⑦リスク分担、⑧修繕の工夫、⑨土地や壁面などの地方公共団体所有の財産の活用の4つが検討ポイントとなります。
- ✓ 運営段階は、⑩MICE促進におけるスキームの工夫、⑪エネルギーサービス契約、⑫モニタリングの3つが検討ポイントとなります。
- ✓ 検討ポイントの詳細は、次ページ以降を参照してください。

コンセッションの導入手続き

PFI法に基づく手続きを整理



Q10 コンセッションの導入手続きや検討ポイントを教えてください（2/4）

A

- ✓ コンセッションの導入手続きにあたっては、「構想策定段階」「公募段階」「運営段階」の3段階に整理されます。
- ✓ 構想策定段階は、①施設コンセプトの整理、②官民連携体制、③運営を考慮した設計、④普通財産化の検討、⑤契約手続き事業スキームの5つが検討ポイントとなります。
- ✓ 公募段階は、⑥要求水準の柔軟性、⑦リスク分担、⑧修繕の工夫、⑨土地や壁面などの地方公共団体所有の財産の活用の4つが検討ポイントとなります。
- ✓ 運営段階は、⑩MICE促進におけるスキームの工夫、⑪エネルギーサービス契約、⑫モニタリングの3つが検討ポイントとなります。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

各段階毎の検討ポイント（1/3）

区分	項目		概要
構想策定段階	①	施設コンセプトの整理	<ul style="list-style-type: none"> • MICE施設の設置目的について、例えば「域外からの消費を促すことを優先するのか」、「市民利用を優先するのか」等、MICE施設の位置づけを整理することが重要であり、域外からの消費を促すことを優先する場合は、条例上で予約の優先順位を工夫する等の工夫も想定されます。
	②	官民連携体制	<ul style="list-style-type: none"> • MICE誘致を円滑に推進するためには、官民の役割分担、地域のステークホルダーとの連携体制が重要であり、域内におけるMICE誘致体制を構築する必要があります。
	③	運営を考慮した設計	<ul style="list-style-type: none"> • 施設整備や改修を組み合わせた事業において、ノウハウを保有する運営者が設計に関与することで供用開始後のサービス面、効率性の向上が期待できる。分離発注の場合においても、可能な限り、ノウハウを保有する運営者へのヒアリングやその体制構築が有用と考えられます。
	④	普通財産化の検討	<ul style="list-style-type: none"> • 公の施設条例を廃止して地方公共団体財産から普通財産に位置づけを変更することにより、条例の制約を受けず実施契約を根拠に利用料金の上限・幅や運営方法を定められ、より柔軟な運営が可能になると想定されるため、求められる施設運営の特性に応じて検討することが有用と考えられます。
	⑤	契約手続き事業スキーム	<ul style="list-style-type: none"> • 公の施設にコンセッション方式を適用し、指定管理者制度を重疊的に運用する場合、モニタリング等の事務負担が煩雑とならないよう、契約関係は可能な限り一本化する等の工夫が有用と想定されます。

Q10 コンセッションの導入手続きや検討ポイントを教えてください（3/4）

A

- ✓ コンセッションの導入手続きにあたっては、「構想策定段階」「公募段階」「運営段階」の3段階に整理されます。
- ✓ 構想策定段階は、①施設コンセプトの整理、②官民連携体制、③運営を考慮した設計、④普通財産化の検討、⑤契約手続き事業スキームの5つが検討ポイントとなります。
- ✓ 公募段階は、⑥要求水準の柔軟性、⑦リスク分担、⑧修繕の工夫、⑨土地や壁面などの地方公共団体所有の財産の活用の4つが検討ポイントとなります。
- ✓ 運営段階は、⑩MICE促進におけるスキームの工夫、⑪エネルギーサービス契約、⑫モニタリングの3つが検討ポイントとなります。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

各段階毎の検討ポイント（2/3）

区分	項目	概要
公募段階	⑥ 要求水準の柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> • 公募時の要求水準の全てが抜け漏れなく、最適な内容を網羅することは困難と想定されるため、<u>事業者選定後においても、協議により一定程度変更しうる余地を確保することが有用</u>と考えられます。
	⑦ リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> • 官民ともにリスクコントロールが困難な事象が発生した場合、事業継続性を担保するために<u>一定の収益基準を下回った場合のロスシェアのスキームを導入する等の工夫を検討することも有用</u>と考えられます。 (ただし、後述⑫に記載するモニタリングの負担への影響も考慮する必要があります)
	⑧ 修繕の工夫	<ul style="list-style-type: none"> • 修繕の官民リスクを金額規模で分担している場合において、<u>地方公共団体の一部修繕についても、施設全体のLCC縮減、緊急性、MICE誘致等の観点から民間事業者が実施することも有用と想定</u>されます。 (ただし、この場合においては、拠出する費用の透明性を確保することに留意は必要となります) • 大規模修繕において、<u>民間事業者とともに計画を策定しつつ、計画に沿って予算を確保し、事業発注を行っていくことで、修繕費等のコストを効率化させることも可能であると想定</u>されます。
	⑨ 土地や壁面などの地方公共団体所有の財産の活用	<ul style="list-style-type: none"> • MICE施設によっては、人が集まる会議、イベント等を誘致・実施することにより、その集客性をもって施設の広告価値、余剰スペースを収益化する取り組みも検討可能と考えられる。また、<u>コンセッション方式を活用することにより、さらに柔軟性、収益性を高めることが可能</u>と想定されます。

Q10 コンセッションの導入手続きや検討ポイントを教えてください（4/4）

A

- ✓ コンセッションの導入手続きにあたっては、「構想策定段階」「公募段階」「運営段階」の3段階に整理されます。
- ✓ 構想策定段階は、①施設コンセプトの整理、②官民連携体制、③運営を考慮した設計、④普通財産化の検討、⑤契約手続き事業スキームの5つが検討ポイントとなります。
- ✓ 公募段階は、⑥要求水準の柔軟性、⑦リスク分担、⑧修繕の工夫、⑨土地や壁面などの地方公共団体所有の財産の活用の4つが検討ポイントとなります。
- ✓ 運営段階は、⑩MICE促進におけるスキームの工夫、⑪エネルギーサービス契約、⑫モニタリングの3つが検討ポイントとなります。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

各段階毎の検討ポイント（3/3）

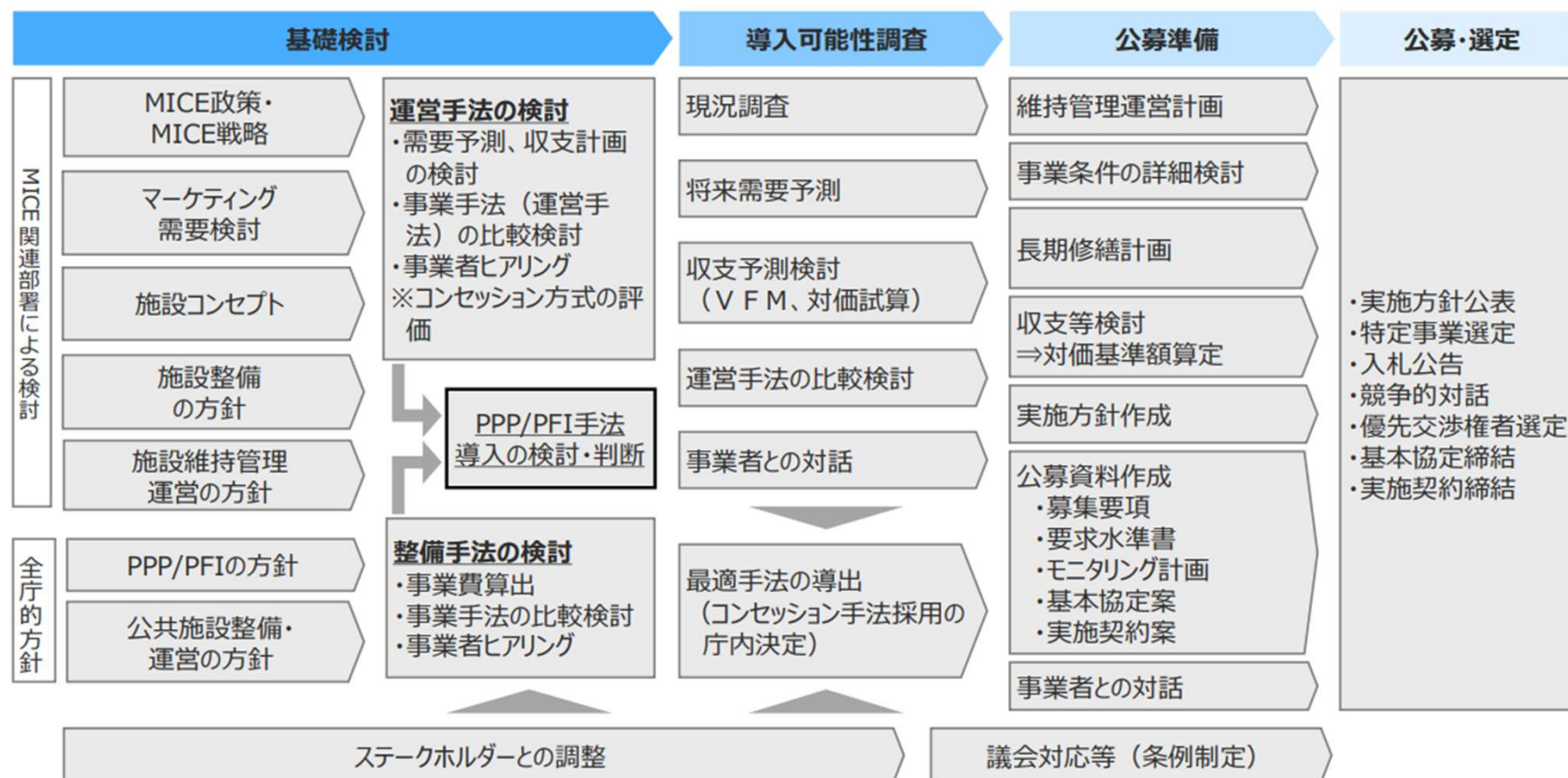
区分	項目	概要
運営段階	⑩ MICE促進におけるスキームの工夫	<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、会議等はリアルとオンラインのハイブリッド利用が進んでいることにより、利用件数・規模が縮小し、収益や経済波及効果等に多大なインパクトを与えています。これに対し、<u>運営権対価や外部資金（企業版ふるさと納税等）を活用して、MICE振興のための基金として積み立て、誘致促進に利活用する等の工夫</u>も想定されます。
	⑪ エネルギーサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> • エネルギーサービス提供事業者が、施設運営に関与し、事業の実施に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる<u>省エネルギー効果を保証することで、光熱水費等の削減を行える可能性</u>があります。
	⑫ モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリングは、<u>事業の性質や内容（税金を投入しない独立採算事業など）によって、その度合いを検討する必要があり、官民双方の負担や煩雑さ軽減を考慮すれば、協議の上で実施方法や手続きの最適化を図る工夫</u>も考えられます。 （ただし、プロフィットシェアやロスシェア等のスキームが導入されている場合、地方公共団体の歳入・歳出に影響するため、細かな財務モニタリングの作業が官民双方に発生する可能性に留意が必要となります）

Q11 新規整備と既存施設ではコンセッション方式の導入プロセスはどのように異なりますか？ (1/2)

A

- ✓ 新規施設・再整備におけるコンセッションの導入プロセスでは、施設整備と運営それぞれの方針を踏まえつつ、コンセッションを含む多様な事業手法から検討を行う必要があります。
- ✓ 既存施設におけるコンセッションの導入プロセスでは、従前の維持管理・運営手法と比較しつつ、コンセッション導入後の効果を評価する必要があります。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

【新規整備】の場合におけるコンセッションの導入プロセス

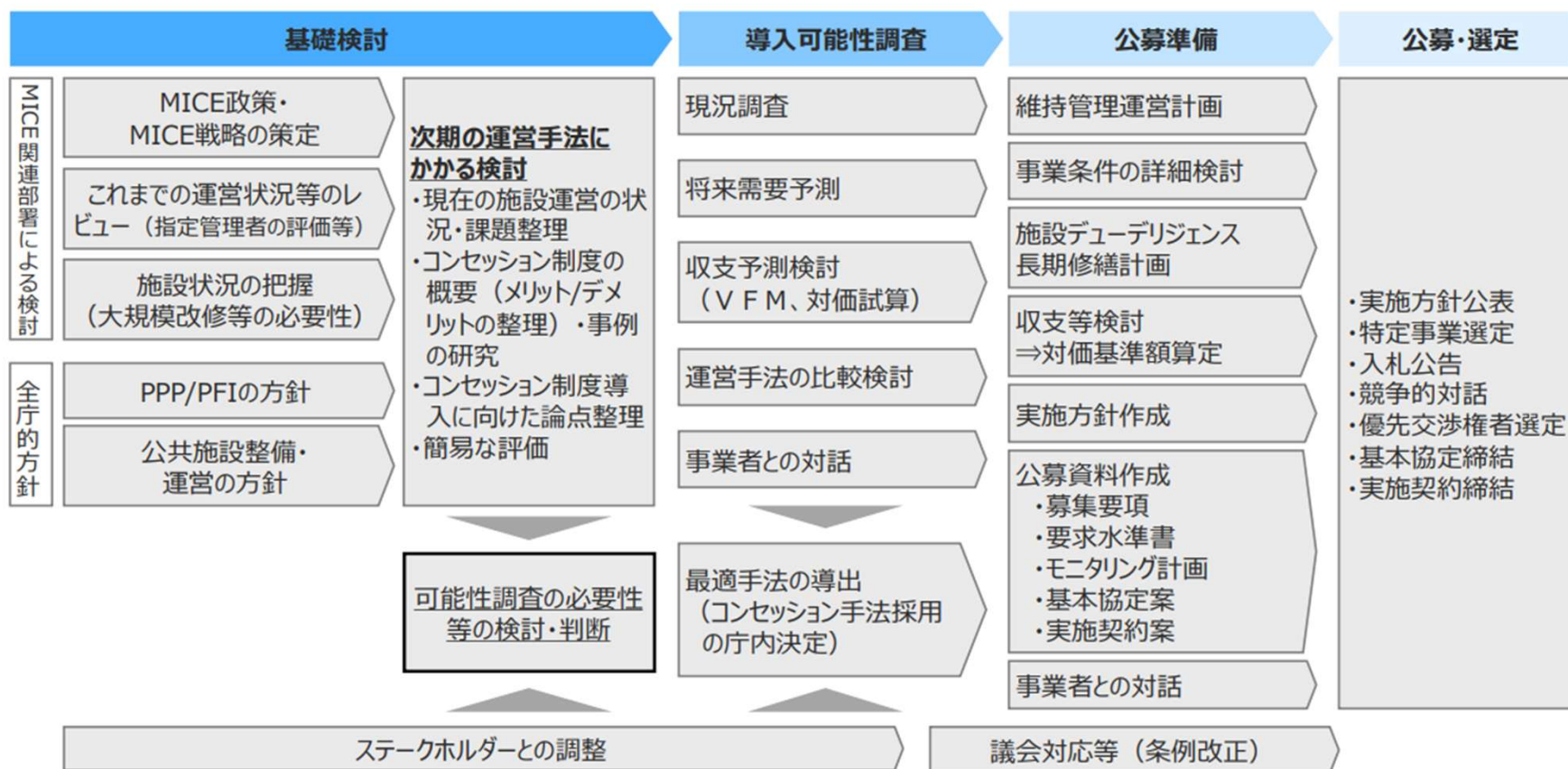


Q11 新規整備と既存施設ではコンセッション方式の導入プロセスはどのように異なりますか？ (2/2)

A

- ✓ 新規施設・再整備におけるコンセッションの導入プロセスでは、施設整備と運営それぞれの方針を踏まえつつ、コンセッションを含む多様な事業手法から検討を行う必要があります。
- ✓ 既存施設におけるコンセッションの導入プロセスでは、従前の維持管理・運営手法と比較しつつ、コンセッション導入後の効果を評価する必要があります。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

【既存施設】の場合におけるコンセッションの導入プロセス



Q12 PPP/PFIの導入が適すると考えられるMICE施設はどのような施設ですか？

A

- ✓ PFI・コンセッション方式の導入が適すると考えられるMICE施設の特徴は、「新設・再整備・改修が必要な施設」、「積極的な誘致活動が求められる施設」、「競争を生じさせたい施設」となります。
- ✓ 詳細は、下記を参照してください。

PPP/PFI・コンセッション方式の導入が適すると考えられるMICE施設

1

新設・再整備・改修 が必要な施設

- 新設や再整備、改修にあたっては、施設運営を見据えた仕様とすることが、施設運営上望ましいと考えられる。そのため、BTO方式やBTコンセッション方式等のPPP・コンセッション方式の導入が望ましいと考えられる。

2

積極的な誘致活動 が求められる施設

- コンセッション方式では、運営権者が、自主的に施設の収益向上を目指すこととなる。そのため、コンセッション方式を導入することによって、MICE誘致活動が活発化し、それに伴う地域経済の活性化も期待される。

3

競争を生じさせたい施設

- PFI・コンセッション方式を導入することによって事業規模が大きくなり、公募における競争が生じることが考えられる。公募において競争が生じることは、自治体にとっても望ましく、よりよい施設運営者を選定することができる。

Q13 PPP/PFI手法の導入に関心はありますが、何をすればよいか わからないので教えてください

A

- ✓ MICE施設のPFI（コンセッション方式）推進プラットフォームから観光庁に相談・お問い合わせください。
- ✓ ご相談のある地方公共団体には、MICE 施設へのコンセッション導入に向けて観光庁がアドバイザー派遣等の支援を実施しています。（ただし当該年度の事業期間内に限ります）
- ✓ なお、事業手法検討における予算が確保できる場合には、貴団体が自らコンサルタント等への委託による検討が考えられます。

Q14 観光庁の支援は1度受けてしまったら2度目の支援は 受けられないのでしょうか？

A

- ✓ 観光庁の官民連携支援は年度・段階ごとに複数回の申請が可能ですが、支援可能な団体数に限りがあるため、候補事業の検討の熟度や具体性、支援の必要性等の情報を総合的に判断し、支援先を選定します。

Q15 観光庁の支援を受けた場合、進捗状況等を観光庁に 報告しなければならないのでしょうか？

A

- ✓ 成果把握のため、事業進捗状況等は観光庁に報告する必要があります。
- ✓ なお、事業終了後も引き続き、取組の進捗状況についての報告を求める等、PPP/PFI推進に関する必要な業務（アンケート等）にご協力をいただく場合があります。